



# 長野県報

3月18日(月)  
平成25年  
(2013年)  
第2454号

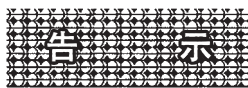
## 目次

### 告示

救急病院等を定める省令に基づく医療機関の申出の撤回(医療推進課).....	1
基本測量の終了(建設政策課).....	1
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課).....	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(2件)(砂防課).....	3
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会).....	4

### 公告

一般競争入札(財産活用課).....	4
一般競争入札(税務課).....	5
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(生活排水課).....	6
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課).....	6
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	6
都市計画事業の認可(都市計画課).....	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市計画課).....	6
一般競争入札(企業局).....	7
一般競争入札(2件)(医療推進課).....	8
一般競争入札(3件)(企業局).....	9



### 長野県告示第133号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

平成25年3月18日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	撤回日
NTT東日本 長野病院	長野市三輪1-2-43	平成25年3月16日

医療推進課

### 長野県告示第134号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成25年3月18日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類  
基本測量(一等磁気測量)
- 作業期間  
平成24年5月28日から平成25年2月28日まで
- 作業地域  
安曇野市

建設政策課

## 長野県告示第135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月18日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害警戒区域の名称

高沢1、高沢2、高沢3、赤川1、赤川2、赤川3、熊坂、柄山、美山郷1、美山郷2、美山郷3、美山郷4、美山郷5、美山郷6、美山郷7、美山郷8、美山郷9、美山郷10、美山郷11、美山郷12、美山郷13、美山郷14、美山郷15、美山郷16、美山郷17、美山郷18、美山郷19、大本道1、大本道2、大本道3、小本道1、小本道2、小本道3、小本道4、さくらヶ丘1、さくらヶ丘2、さくらヶ丘3、さくらヶ丘4、さくらヶ丘5、さくらヶ丘6、さくらヶ丘7、さくらヶ丘8、さくらヶ丘9、さくらヶ丘10、さくらヶ丘11、さくらヶ丘12、さくらヶ丘13、さくらヶ丘14、さくらヶ丘15、さくらヶ丘16、小丸山1、小丸山2、縦ヶ崎1、縦ヶ崎2、縦ヶ崎3、縦ヶ崎4、縦ヶ崎5、縦ヶ崎6、縦ヶ崎7、縦ヶ崎8、縦ヶ崎9、縦ヶ崎10、縦ヶ崎11、縦ヶ崎12、近鉄別荘地1、近鉄別荘地2、近鉄別荘地3、滝屋1、滝屋2、滝屋3、滝屋4、滝屋5、小賀屋1、小賀屋2、ウエストヒルズ1、ウエストヒルズ2、ウエストヒルズ3、ウエストヒルズ4、ウエストヒルズ5、ウエストヒルズ6、ウエストヒルズ7、ウエストヒルズ8、仲陣1、仲陣2、仲陣3、仲陣4、仲陣5、仲陣6、仲陣7、毛見1、毛見2、毛見3、毛見4、毛見5、菅川1、菅川2、菅川3、菅川4、菅川5、菅川6、菅川7、市川1、市川2、市川3、市川4、市川5、市川6、市川7、市川8、市川9、上荒瀬原、柴津スルスギ、柴津城山1、柴津城山2、柴津城山3、緑の村1、緑の村2、緑の村3、上島団地1、上島団地2、上島団地3、上島団地4、上島団地5、信濃小中学校1、信濃小中学校2、信濃小中学校3、南仲町1、南仲町2、南仲町3、旭町1、旭町2、古間支館1、古間支館2、古間支館3、古間支館4、旧古間小学校1、旧古間小学校2、吹野団地1、吹野団地2、古間西山根1、古間西山根2、吹野、薬師岳1、薬師岳2、小古間、富士古橋、富濃1、富濃2、富濃戸草1、富濃戸草2、穂波戸草、向原1、向原2、向原3、宮の腰1、宮の腰2、宮の腰3、宮の腰4、辻屋、稲附1、稲附2、高山1、高山2、高山3、高山4、北信1、北信2、北信3、富が原1、富が原2、富が原3、富が原4、仁之倉1、仁之倉2、新町諏訪神社1、新町諏訪神社2、新町諏訪神社3、緑ヶ丘、早稲吉、赤波、御鹿山1、御鹿山2、神山国際村1、神山国際村2、神山国際村3、神山国際村4、神山国際村5、神山国際村6、神山国際村7、神山国際村8、神山国際村9、神山国際村10、神山国際村11、神山国際村12、神山国際村13、神山国際村14、神山国際村15、神山国際村16、神山国際村17、神山国際村18、神山国際村19、神山国際村20、神山国際村21、神山国際村22、神山国際村23、神山国際村24、神山国際村25、神山国際村26、神山国際村27、神山国際村28、神山国際村29、神山国際村30、神山国際村31、神山国際村32、神山国際村33、神山国際村34、神山国際村35、神山国際村36、神山国際村37、神山国際村38、神山国際村39、神山国際村40、神山国際村41、神山国際村42、神山国際村43、神山国際村44、大久保1、大久保2、大久保3、朝陽台、野尻1、野尻2、野尻3、野尻4、野尻5、一里塚、照月台

1、照月台2、照月台3、照月台4、照月台5、照月台6、貫ノ木1、貫ノ木2、清明台、野尻高原大学村、瑞穂1、瑞穂2、黒姫保養地1、黒姫保養地2、黒姫保養地3、黒姫保養地4、黒姫保養地5、黒姫保養地6、黒姫高原1、黒姫高原2、下山桑1、下山桑2及び下山桑3

## 2 指定の区域

上水内郡信濃町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

## 長野県告示第136号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月18日

長野県知事 阿部守一

## 1 土砂災害特別警戒区域の名称

高沢2、高沢3、赤川1、赤川3、熊坂、柄山、美山郷7、美山郷8、美山郷9、美山郷10、美山郷13、美山郷14、美山郷18、美山郷19、大本道1、大本道2、大本道3、小本道1、小本道2、小本道3、小本道4、さくらヶ丘3、さくらヶ丘4、さくらヶ丘5、さくらヶ丘6、さくらヶ丘7、さくらヶ丘8、さくらヶ丘9、さくらヶ丘10、さくらヶ丘11、さくらヶ丘14、さくらヶ丘16、小丸山1、小丸山2、縦ヶ崎1、縦ヶ崎2、縦ヶ崎4、縦ヶ崎5、縦ヶ崎6、縦ヶ崎7、縦ヶ崎8、縦ヶ崎9、縦ヶ崎10、縦ヶ崎11、近鉄別荘地1、近鉄別荘地3、滝屋1、滝屋2、滝屋3、滝屋4、滝屋5、小賀屋1、小賀屋2、ウエストヒルズ2、ウエストヒルズ7、ウエストヒルズ8、仲陣1、仲陣2、仲陣3、仲陣5、仲陣6、仲陣7、毛見2、毛見3、毛見4、毛見5、菅川3、菅川5、菅川6、菅川7、市川1、市川2、市川3、市川4、市川5、市川6、市川7、市川9、上荒瀬原、柴津スルスギ、柴津城山1、柴津城山2、柴津城山3、緑の村2、緑の村3、上島団地1、上島団地4、上島団地5、信濃小中学校1、信濃小中学校2、信濃小中学校3、南仲町1、南仲町2、南仲町3、旭町2、古間支館1、古間支館2、古間支館3、古間支館4、旧古間小学校1、旧古間小学校2、吹野団地2、古間西山根1、古間西山根2、吹野、薬師岳1、薬師岳2、小古間、富士古橋、富濃1、富濃2、富濃戸草1、富濃戸草2、穂波戸草、向原1、向原2、向原3、宮の腰2、宮の腰3、宮の腰4、辻屋、稲附1、高山1、高山2、高山3、高山4、北信1、北信2、北信3、富が原1、仁之倉1、新町諏訪神社1、新町諏訪神社2、新町諏訪神社3、緑ヶ丘、神山国際村1、神山国際村2、神山国際村3、神山国際村4、神山国際村5、神山国際村6、神山国際村7、神山国際村8、神山国際村9、神山国際村10、神山国際村11、神山国際村12、神山国際村13、神山国際村14、神山国際村15、神山国際村16、神山国際村17、神山国際村18、神山国際村19、神山国際村20、神山国際村21、神山国際村22、神山国際村23、神山国際村24、神山国際村25、神山国際村26、神山国際村27、神山国際村28、神山国際村29、神山国際村30、神山国際村31、神山国際村32、神山国際村33、神山国

際村34、神山国際村35、神山国際村36、神山国際村37、神山国際村38、神山国際村39、神山国際村40、神山国際村41、神山国際村42、神山国際村43、神山国際村44、大久保1、大久保2、大久保3、朝陽台、野尻1、野尻2、野尻3、野尻4、野尻5、照月台3、照月台5、貫ノ木1、貫ノ木2、瑞穂1、瑞穂2、黒姫保養地4、黒姫高原1及び黒姫高原2

2 指定の区域

上水内郡信濃町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第137号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月18日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

葉研沢1、葉研沢2、赤川1、赤川2、瑞穂沢1、瑞穂沢2、上山桑沢、駒爪沢、次郎善川、高沢、長範川、野尻沢、本道川、本道川、毛見沢、慶沢、袴岳川、内の巻川1、内の巻川2、花ヶ入川1、花ヶ入川2、半坂川、菅川、宮沢、土橋川、荒瀬原沢1、荒瀬原沢2、スルスギ川、滝沢1、滝沢2、腰川、大平沢、成佛沢、浦小沢、大沢、樽川、屏風沢、北信沢、大井沢1、大井沢2、殿沢及び殿沢川

2 指定の区域

上水内郡信濃町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第138号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月18日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

荒瀬原沢1及び大沢

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供し

砂防課

ます。)

砂防課

長野県告示第139号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月18日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

葉研沢1、葉研沢2、赤川1、赤川2、瑞穂沢1、瑞穂沢2、上山桑沢、駒爪沢、次郎善川、高沢、長範川、野尻沢、本道川、本道川、慶沢、袴岳川、内の巻川1、内の巻川2、花ヶ入川1、花ヶ入川2、菅川、宮沢、土橋川、荒瀬原沢1、荒瀬原沢2、スルスギ川、滝沢1、滝沢2、腰川、成佛沢、浦小沢、大沢、樽川、北信沢、大井沢1、大井沢2、殿沢及び殿沢川

2 指定の区域

上水内郡信濃町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第140号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月18日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

荒瀬原沢1及び大沢

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

## 選告示第11号

昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部を次のとおり改正します。

平成25年3月18日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表中	35,072	を	35,014	に改める。
	319,196		318,837	
	7,397		7,380	
	22,782		22,764	
	17,378		17,336	
	8,657		8,621	
	6,572		6,556	
	9,044		9,018	
	6,969		6,950	
	104,287		104,166	
	64,956		64,862	
	46,383		46,291	
	20,321		20,250	
	28,256		28,208	
	13,739		13,706	
	19,350		19,300	
	11,838		11,814	
	18,785		18,731	
	9,021		9,011	
	18,938		18,886	
	8,226		8,201	
	7,159		7,130	
	21,436		21,406	
	18,241		18,216	
	38,448		38,447	
	21,368		21,336	
	8,335		8,337	
	26,644		26,650	

選挙管理委員会



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年3月18日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 入札に付する事項

(1) 売払いに付する財産の名称及び特質並びに予定数量

名 称	特 質	予定数量
新聞紙	古新聞紙	34,900kg
段ボール	使用済段ボール類	19,300kg
その他古紙	コピー用紙、雑誌等	136,500kg

## (2) 入札の方法

1キログラム当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 入札参加申込書を指定した期日までに提出した者であること。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県総務部財産活用課用品係  
電話 026(235)7079

## 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札参加申込書及び同添付書類の受付期間及び受付場所(郵送による場合を含む)

## ア 受付期間

平成25年3月18日(月)から平成25年3月26日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで